

法人のまはり

No. 15
広報 2019



公益社団法人 今治法人会

目 次

今治法人会のご案内	1
平成31年度事業のご案内	
税に関する研修会	2～3
経営者・社員向け研修会	4～5
社会貢献活動〈税を考える週間講演会〉	6
〈サイクリングしまなみ2018〉	7
活動報告・お知らせ	8
小学生の税に関する作文表彰式・親子税金教室	9
租税教室	10～11
私達の主張「税の作文」	12～13
今治歴史散歩	14～15
税務署からのお知らせ	16～19
愛媛県からのお知らせ	20～21
今治市からのお知らせ	22～23

■表紙の写真

第10回

四国・今治地方観光写真コンテスト入賞作品

観光協会奨励賞：「岩城の春」

撮 影 者 長 谷 由 美

撮 影 地 積善山展望台（上島町）

写真提供 公益社団法人 今治地方観光協会

法人 いまばり 広報第15号（春号）

平成31年4月 発行

発行者 公益社団法人 今治法人会 広報委員会
今治市旭町2丁目3-20 今治商工会館3F
TEL0898-31-8191 FAX0898-31-1593

印 刷 株式会社ハラプレックス

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

今治法人会は平成25年4月1日に新法による
公益社団法人となり、本年度は7年目を迎えました。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事業所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、80万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会連合会からの助成金等、会員の皆様のご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

平成31年3月末の会員数は1535社です。1社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

今治法人会の事業

1. 公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け実施しています。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業

2. 共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

- (1) 会員の交流に資するための事業
- (2) 会員の福利厚生等に資する事業

[法人会の会員]

正会員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人の事業所または個人の方

税について理解を深め 仕事に生かしましょう！

平成31年度の予定です

(順次ホームページでお知らせします <http://www.dokidoki.ne.jp/home2/corpoima/>)

〈決算期別研修会〉

決算期の留意事項や税法および通達などの改正についての研修会です。経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料をお渡ししています。

(講師：今治税務署法人課税部門担当官)

平成31年 6月5日(水)／8月1日(木)
11月6日(水)
平成32年 1月29日(水)



無料

平成31年度 重要なお知らせ 平成31年4月
法人税・消費税等決算期別研修会日程のご案内

決算期の留意事項や税法及び通達などの改正について研修いたします。講義は無料ですので、是非ご出席ください。
※当日は経費や税務に関する有益な資料をお渡しいたします。

公益社団法人今治法人会
〒794-0042 今治市堀町2-3-20
今治商工会館3階

- 会場 今治商工会館 3F 研修室
- 講師 今治税務署 担当官
- 開催時間 全日程 13:30～14:00 (1時間半程度)
- 研修内容
 - ・ 第1部 (13:30～14:00) 消費税の軽減税率制度等の説明
 - ・ 第2部 (14:00～15:00) 会社の決算・申告の実務研修会 (法人税・消費税・印紙税ほか)

問合せ 公益社団法人 今治法人会
TEL 0898-31-8191

クローズアップ
①決算期にかかわらず、いずれの開催日でも出席可能といたしております。
②終了後、研修内容に関する質疑応答の時間を設けております。
③一般の方、個人事業主の方でも、聴講できます。

開催日程	
開催月日	対象決算期
H31. 6. 5 (水)	4月・5月・6月
8. 1 (木)	7月・8月・9月
11. 6 (水)	10月・11月・12月
H32. 1. 29 (水)	1月・2月・3月



研修会の日程は、公益社団法人今治法人会ホームページでもご覧いただけます。
日程の変更がある場合は、二ヶ月前までにホームページにてお知らせいたします。
そのほか、最新の情報をご案内しておりますので、ご活用下さい。

<http://www.dokidoki.ne.jp/home2/corpoima>

主催：公益社団法人今治法人会、今治税務署

〈新設法人研修会〉 1月

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

(講師：今治税務署法人課税部門担当官)



無料

〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉 1月

今治税務署管内事業所の青年経営者・女性経営者および従業員を対象に、様々な税をテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけるための研修会です。



平成30年度は
今治税務署
鶴籠統括調査官をお招きして
「世界の消費税軽減税率」

無料

〈年末調整説明会〉 12月

「年末調整説明会」は毎年11月下旬に今治税務署が行っています。法人会では税務署主催の説明会に出席できなかった方・もう一度確認をしたい方を対象に、再度開催し作成中の疑問解決のお手伝いをします。

(講師：今治税務署法人課税部門担当官)

無料

〈「会社役員のための確定申告」資料配布〉 1月

役員の方に納税行政の円滑な運用に役立つ「確定申告」の資料を配布します。

無料

*やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

法人事業概況説明書

8. (5) 社内監査

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、下記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
(法人会 自主点検チェックシート)			

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

17 加入組合等の状況

(記入例)

17 加入組合等の状況	今治法人会会員 (役職名) (法人会役職名をご記入ください)
法人会の会員であることを ご記入ください。	

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の
コーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検
チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

今治税務署内「今治法人会コーナー」紹介

今治税務署正面入り口から入ると右側に今治法人会コーナーがあります。

こちらにも、国税庁後援の「法人会 自主点検チェックシート」
を設置しておりますのでぜひ一度ご覧いただき、ご活用ください。



自己啓発をしましょう！

平成31年度の予定です

(順次ホームページでお知らせします <http://www.dokidoki.ne.jp/home2/corpoima/>)

【簿記講座】 9～10月

記帳から決算まで短時間でマスターできる複式簿記初級コースです。現役の税理士の先生が豊富な実例を挙げて指導してくださるので実務に役立つ内容です。
(今治商工会議所共催)

平成30年度は

H30.9.7～10.26 (毎週火・金) 18:30～20:30
15回の研修でした。



(受講料/会員：無料 非会員：無料)

※別途テキスト代が必要です

【経営者自己啓発セミナー】

講師を招いて、企業経営の勘所がわかるようなお話をしていただきます。

(受講料/会員：無料 非会員：無料)

【会計啓発・普及セミナー】 11月

「企業の経営力強化を目指す会計」中小企業の経営者、財務・経理担当者向けのセミナーです。



(受講料/会員：無料 非会員：無料)

【IT研修会】 11月～12月開催予定

進化の止まらないIT技術。効果的に活用し、ビジネスの幅を広げるヒントになる研修を行います。



ドローンを活用した
新ビジネス展開について



IoT・AIで広がる未来

(受講料/会員：無料 非会員：無料)

【経理担当者養成講座】 11月

経理(実務)担当者の日常業務及び決算業務の処理に関して必要不可欠な知識を、税理士の先生をお迎えし、わかりやすく解説していただきます。



日常会計実務(注意点)を集中して学べます。

(受講料/会員：無料 非会員：有料)

*やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。

*お問い合わせ **公益社団法人今治法人会 (TEL 0898-31-8191)**

今治法人会よりインターネットセミナーのご案内

今治法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.dokidoki.ne.jp/home2/corpoima/>

今治法人会

検索で検索いただけます

インターネット・セミナー

キーワード検索

いつまでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

中高年のための歯のケアとメンテナンス

永江 典子 (ながえ のりこ)

ながえ歯科医院 院長

講師プロフィール

東京都出身 一橋大学卒業後、一般企業にて勤務

※ 画面はイメージとなります。

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID パスワード ログイン

会員の方は500タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

NEW

改元小断
変わるもの変わらないもの

落語家
柳家 小園治

お勧め

社長必見!! 会社の資金繰り
～数値が読める～

株式会社クイック・ワーカー代表取締役 税理士
富山 さつき

お勧め

“親日”台湾とのこれからの関係
～激動の東アジア情勢下、今後の日台交流のあり方～

株式会社 IT eight 代表取締役社長
国際事業コンサルタント 簡 憲幸

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW ★ 採用率を圧倒的に上げる魔法の面接	中野 美加	12分	一般経営	NEW ★ 経営者・後継者必見! 会社を“繋げる”セミナー～第5回: 事業承継の実行～	井手 美由樹	6分
	★ 物と時間の整理整頓講座	江間 みはる	57分		「即位」と「改元」に見る新時代の幕開け	岡田 晃	27分
	外国人と心を通わす交流術	高嶋 幸太	52分		どうなる2019 年 日本経済と中小企業の展望	岡田 晃	35分
	親子のふれあいから始まることばの教育	高嶋 幸太	30分		誰でもわかる知的財産活用講座	深澤 潔	62分
	若手社員を定着させる とおきの上司力	前川 由希子	15分	労務	NEW 人手不足時代だからこそ知っておきたい 外国人雇用のための人事労務	佐野 誠	44分
	仕事も人生も “負け” にまけるな	新田 涉世	35分	税務・経理	財産を贈与と相続をうまく組み合わせて賢く遺す!	佐伯 優	64分
実務家	職人の教え方、鍛え方、育て方	阿久津 一志	66分		横山式シンプル・キャッシュフロー計算書でキャッシュの増減理由をつかむ	横山 悟一	64分
政治・経済	米朝和解で、想定される今後の東アジア情勢	織田 邦男	85分	健康	NEW 知らないで損をする 高齢者施設の選び方	山内 健	97分
	“親日”台湾とのこれからの関係	簡 憲幸	65分	その他	勝海舟の“畏”	水野 靖夫	88分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。

(★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です)

お問い合わせは今治法人会事務局まで **TEL:0898-31-8191**

税を考える週間講演会

国税庁が毎年実施している『税を考える週間』に、税の意義や役割について理解を深めていただくため一般の方も参加していただける講演会を開催しています。

本年度も「税を考える週間講演会」（11月）を予定しています。

「地域社会への貢献を目的とする事業」として一般の方にも聴講していただける講演会・セミナーを開催する予定です。詳細は「今治法人会ホームページ」でご案内いたします。

平成30年度 税を考える週間講演会を開催しました

【第1部】「税について考えてみよう」

講師：今治税務署長 宮西敏之氏

【第2部】「AIと脳の未来」

講師：脳研究者・東京大学薬学部教授
池谷裕二氏

平成30年11月13日（火） 今治国際ホテル



これまでの「税を考える週間講演会」実績

平成21年度	江口克彦氏	(地域主権型道州制とは何か)
平成22年度	見城美枝子氏	(21世紀は水と土の時代)
平成23年度	五木寛之氏	(いまを生きる力)
平成24年度	岸博幸氏	(政治の混迷と日本経済の展望)
平成25年度	石原良純氏	(石原家の家族愛&自然への想い)
平成26年度	伏見俊行氏	(朗読劇「未来へ」、中国・アジアでの税務対応)
平成27年度	永濱利廣氏	(日本の財政・現状と展望)
平成28年度	須田慎一郎氏	(いま起きていることこれから起こること)
平成29年度	長谷川幸洋氏	(激動する世界 ～日本の針路を考える)

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会 サイクリングしまなみ2018

平成30年10月28日(日)

国内外から約7200名の参加者を迎え、「サイクリングしまなみ2018」が盛大に開催されました。この大会は、高速道路を自転車で走行できる国内唯一のサイクリング大会です。

今治法人会からも役員企業の皆様を中心に、前日の受付や当日のアースランド会場でのボランティア活動に参加いたしました。

ボランティア参加者名簿

番号	氏 名	所 属	ボランティア作業
1	大 澤 匠之輔	(株)ヘイワード	〈10月27日〉 ・参加者キット 参加記念品等 の封入作業 ・受付
2	日向野 格	四国溶材(株)	
3	渡 辺 俊	(株)渡辺建設	
4	市 来 賢 一	四国ガス(株)	
5	森 美紀子	四国ガス(株)	
6	白 石 美 樹	(株)波止浜鉄工所	
7	中 村 好 美	中村汽船(株)	〈10月28日〉 ・走行者のチップ 回収 ・完走証手渡し ・声援
8	森 和 博	今治法人会事務局	
9	相 原 正 樹	(株)OKセンター	
10	安 永 隆	四国アイビ(株)	
11	野 間 照 博	(株)アリスタ・木曾	
12	渡 部 富 彦	(株)プライム	
13	山 内 由 紀	日幸化学工業(株)	
14	渡 邊 美 子	(株)常盤モータース	
15	西 原 孝太郎	第一印刷(株)	
16	青 野 秀 美	今治法人会事務局	



確定申告の広報活動〈納税意識高揚事業〉

今年の確定申告、今治税務署窓口での相談・申告書の受付は平成31年2月18日(月)から3月15日(金)でした。毎年この時期に女性部会は、今治税務署玄関前に花のプランターを設置しております。



今治税務署からのお知らせ

軽減税率制度等説明会

開催日	開催時間	開催会場
平成31年6月5日(水)	13:30~14:00	今治商工会館3階研修室
平成31年8月1日(木)	13:30~14:00	今治商工会館3階研修室

2020年 第15回 全国女性フォーラム 「愛媛大会」が開催されます!

日程 2020年4月16日(木) 場所 アイテムえひめ(愛媛国際貿易センター)



わたしたち法人会女性部会は
法人会組織の一員として
研修、交流を通じた
部会員の資質向上と
社会への貢献をめざす
法人会活動の充実に努めます。

法人会における女性部会の役割には、年々大きな期待が寄せられてきております。

女性部会では、部会員の資質向上と情報共有による法人会活動のさらなる充実、活性化を目的に、毎年全国女性フォーラムを開催しています。

愛顔咲く マドンナたちの新時代
～ともに拓こう 媛の国から～

小学生の税に関する作文表彰式・親子税金教室

平成31年1月26日 今治国際ホテル

第11回小学生の税に関する作文 入選者・優秀校表彰式

今治法人会が夏休みに募集した「第11回小学生の税に関する作文」(小学6年生対象)の入選者・優秀校表彰式です。今治税務署長・愛媛県東予地方局長・各納税団体の代表より受賞者へ表彰状と記念品が授与されました。ご家族や来場者から盛大な拍手が送られ笑顔あふれる式となりました。



親子税金教室

表彰式終了後、受賞者・ご家族の皆さん、先生方と「親子税金クイズ」を行いました。

『オリンピックの報奨金には税金はかかるか』『小学生一人にどのくらい税金が使われているか』など、身近な税の問題にとても盛り上がりました。税金について考え、興味を持っていただけたと思います。



「表彰式・親子税金教室」の様子は、今治CATVで2月28日～3月7日に1時間番組として放送されました。番組では、特選受賞者(7名)による作文朗読の様子も放映され、広く市民の皆さん(約17,000世帯)にもご紹介することができました。

租 税 教 室

『今治市・越智郡租税教育推進協議会』は今治税務署、県市町の税務関係機関、納税関連団体（四国税理士会今治支部・今治法人会・今治関税会）などで構成され、「租税教育の推進と充実」を目的に租税教室への講師派遣や副教材の作成などの活動をしている団体です。

今治法人会は協力団体として、今治市や上島町の学校で租税教室の授業を行っています。

〈平成30年度〉中学校7校

今治市立朝倉中学校（7月3日）

今治市立桜井中学校（7月5日）

今治市立玉川中学校（7月12日）

今治市立菊間中学校（7月17日）

今治市立日吉中学校（10月2日）

今治市立西中学校（11月21日）

今治市立南中学校（11月30日）



〈平成30年度〉小学校12校

今治市立吹揚小学校（6月7日）

今治市立立花小学校（6月28日）

今治市立常盤小学校（7月13日）

今治市立朝倉小学校（1月31日）

今治市立近見小学校（6月22日）

今治市立日高小学校（6月29日）

今治市立鳥生小学校（11月28日）

今治市立富田小学校（2月1日）

今治市立清水小学校（6月26日）

今治市立国分小学校（7月10日）

今治市立伯方小学校（1月29日）

今治市立別宮小学校（2月4日）



私達の主張 —「税の作文」—

今治法人会では、今治市及び越智郡上島町内の小学6年生を対象に「小学生の税に関する作文」を募集しています。税の作文を書くことを通して税の大切さを知り、税への関心を持っていただきたいと平成20年度より始めました。

第11回（平成30年度）は962作品の応募がありました。

平成三十年度 今治市長賞

「西日本豪雨と税金」

平成三十年七月六日から八日、西日本を中心とする記録的な豪雨があった。私の姉の高校の友達は今治市伯方町に住んでいる。当日、土砂が地域に流れこんでくる衝撃の様子がLINEで送られてきていた。私は、この日のことを忘れない。この災害で今治市では、一人の方が亡くなり、数十億円もの損害があったそうである。

災害後、テレビを見てみると、西日本各地で土砂が流れこんできて使えなくなった家財道具を運び出したり、土砂で行方不明になった人を救助したり、避難している人に食料や生活に必要な物を提供したりする映像が流れている。今回の災害で、災害にあった人を助けるためにも、税金が使われていることを私は知った。そして、その税金がどこからきているのか知りたくて、まず、今治市の三十年度の一般会計当初予算のグラフを見た。でも、災害時に使われるお金はそのどこから使われているのか分からないので、今治市役所財政課に電話をして聞くことにした。

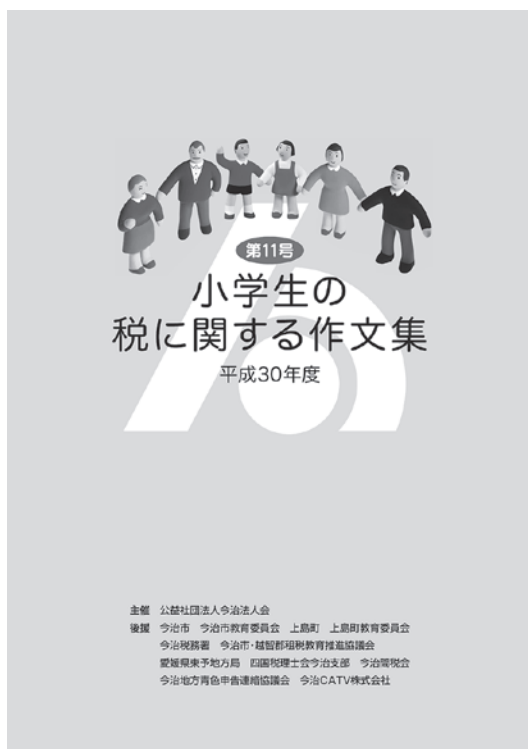
「災害時に使われるお金はどこから出るのですか。」
「いくらかは国や県が負担します。それでも足りない分は市が出すんです。そのために借金をしたり、緊急なことがあった時のための基金という貯金をしたりしているんです。」

「災害救助法のことを知りました。今治市は今回の災害のためのお金をもらいましたか。」

「お金は県から入りますが、まだまだ被害が続いているので全体の金額が分かれば、申請し、入ってくるようになります。」

大西小学校6年（当時） 菅 かね こはね

私は税金が突然思いもよらない大変な目にあった時に助けてくれる大事なものであることが分かり安心した。でも、税金だけでなく、今回の災害に多くの寄付やボランティアがあったと聞いた。私は、税金をきちんと払える大人、そして人の役に立っている大人になりたい。



本年度も第12回目の募集を行います。

児童の皆さんと共に、世代をこえてみんなで税と社会の仕組みについて考えましょう。

平成三十年度 今治税務署長賞

「学校前に設置された信号機」

毎朝、学校前の横断歩道を渡って登校します。登校班長の私は、登校旗を使って下級生を渡します。朝は仕事に急ぐ車が多く、横断歩道で待ついても止まってくれないことがあります。危ないので、車とぎれるか、止まるかをじっと待つて横断していました。

ある朝、学校の近くまで来たときでした。

「あつ、信号機。」

学校前の横断歩道に設置された信号機に気づきました。まだ点灯前のピカピカで銀色に輝く信号機にうれしくなりましたが、何で突然付いたの？という疑問もわいてきました。

数時間後の点灯式のことでした。「この信号機は、みなさんの安全のために、地域や警察署の人が協力して付けてくださった。」と話がありました。私たち清水小学校の子どものことを思っ

て設置してくれたんだと思うと、感謝の気持ちでいっぱいになりました。

設置費用は税金です。税金は道路やごみの回収、救急車など、安心して暮らせる社会を作るために使われていることは知っていましたが、何だか大人の話のようで、あまり実感がありませんでした。でも、この信号機はちがいます。信号機の下には「押しボタン式」と書かれていて、私たちが横断するためには税金が使われたのです。税金をすぐ身近に感じることができた出来事でした。

税の制度がなければ、私たちの安全な生活は成り立たないで

清水小学校6年(当時) 中下茉子

しょう。税について調べると、議会で話し合っ、公平に税を納め、必要なところに使われていることがわかりました。一人一人が税の大切さを考え、きちんと納めることが大切です。私

がはらっている消費税も、信号機のように暮らしに欠かせないところに使われているのだらうと思います。

今では、毎朝、ボタンを押して安全に横断し、登校班長の役目を果たすことができています。最近、信号が青に変わるのを待ちながら気づきました。信号機を二十四時間動かす電気代も税金なんだなあ。

平成30年度 第11回

「小学生の税に関する作文」募集

みんな税金あったらいいな。私たちの税金こんなふうに使ってもらいたいな。
テーマは税！内容は税に関するものなら何でも可！
お父さんやお母さんにも聞いてみよう。みんなの考えやできごとを作文にしよう。

募集
【締切期】平成30年9月5日(木)
原稿用紙(400字詰め)2枚以内
【提出先】所属の小学校を経て(公社)今治法人会に提出
くわしくは募集要項をご覧ください

「税」って何？
●国庫の「税の学習コーナー」や池田会館のホームページの「税の学習コーナー」をリンクすると開くことができます。
<http://www.dokidokine.jp/home2/corpalma/>
●「今治市の予算」(PDF形式)もご覧ください。
平成30年度今治市の予算は？どんな事業をする？

作文編
入選作品は作文集に収録されます。

表彰
入選作品には、賞状及び副賞を、また応募者全員に記念品を贈ります。
表彰式と優秀作の朗読の模様は今治CATVで放映予定です。

主催／公益社団法人 今治法人会

今治歴史散歩

大 成 経 凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第25回は、今治でタオル製造が始まった頃の綿業界の動向を紹介し、明治・大正期の機業家たちの軌跡を歴史散歩したいと思います。

第25回 今治タオルこぼれ話

●今治タオル前史と矢野七三郎

藩政時代に今治地方の特産物であった白木綿でしたが、明治10年代後半になると市場で勢いを失っていました。これを憂う矢野七三郎が紀州から綿ネル技術（染色・起毛^{きもう}）を導入し、興業舎を組織して事業に着手するのが明治19（1886）年3月のことでした。早速、翌年に軍需用の綿ネルを受注しますが、社主の七三郎が同22年12月に兇盗^{きょうとう}に襲われ亡くなってしまいます。

これを明治25（1892）年に継承したのが柳瀬家で、興業舎は丹下辰雄支配人（丹下健三の伯父）のもと、その資本力を活かして今治綿業界を牽引します（明治40年に株式会社に改組）。一方、村上熊太郎も明治29年に村上綿練合資会社を設立し、七三郎のもと職工だった岡田恒太や宮崎儀三郎（現、みやざきタオル(株)）も、独立して伊予ネルの製造販売に尽力しています。

●今治タオルの創始と阿部会社

今治綿業界で興業舎との双壁で知られたのが、明治29年に阿部兄弟が創設した阿部合名会社でした。同社は綿ネル製造を主業としながらも、長兄の平助は同27（1894）年12月からタオル製造も試みていて、弟の光之助は今治政財界に君臨して伊予綿練^{めんねる}同業組合長にも就任しています。

光之助子孫に伝わった阿部会社の資料によると、明治30年上半期決算の売上高は1万7760円64銭9厘で、このうち綿ネルを中心とする反物売上が全体の50%を占めています。タオルは売上高全体の9%ほどで、その他屑糸^{くずいと}売上・原糸小売と続きます。タオルは駆け込み需要があると生産が追いつかない状況にあったようです。同社は明治31年に大阪支店を設け、同33（1900）年に蒸気機関を利用した力織機^{りきしょつき}を今治で最初に導入し



堀端にあった阿部会社工場

（『富の今治』（長谷川義一編／大正4年11月発行）

※阿部平助が「今治タオルの父」と称されるのに対して、光之助は「今治商工業の父」とも称される。

ています。大正2（1913）年に阿部株式会社に改組すると、^{ようざらし}洋晒移行にともなう最新設備の導入などで、同5年でタオル製造はやめてしまします。

●今治タオル同盟会の創設

今治地方でタオル製造が盛んになるのは大正初期からでした。麓^{ふもと}常三郎（大三島出身）の改良織機に代表される、製織の改善が大きく影響したようです。今治織物同業組合の『組合沿革誌』には、大正2年以降のタオル生産量の統計データが見られ、同4（1915）年に初めて中国の満州・関東州へも輸出されたようです。大正4年の営業者数は25で、翌5年には47に増えています。

こうした中、今治地方最初のタオル同業者組合「今治タオル同盟会」が大正4年に誕生

します。発足時のメンバーは中村忠左衛門（現、中忠(株)）・山本紋治・笠崎基・小澤峰一ら15人で、その中心人物が富本合名会社の麓常三郎でした。その後、しだいに白木綿や綿ネルからの転業者が相次ぎ、生産性を高めながら、高度な紋様を織り出す技術革新が進んでいきます。今治で初めてタオル製織の力織機が備わるのが大正7年で、ドビー織機は同8年、ジャカード織機は同15（1926）年のことでした。

麓常三郎が考案した改良織機の広告
(海南新聞／明治40年5月7日付記事)

※「二挺炭^{にちようおさ}ボタン」とも称され、同時に2列の製織を可能とし、今治でタオル生産が増える原動力ともなった。



藤高商店春季慰安会
(矢野七三郎像前で昭和10年3月撮影／(株)藤高所蔵)

※平成31年で創業100周年を迎える今治タオルメーカー老舗の藤高も、大正8年創業時は主に綿ネルを製造し、同10年頃から本格的にタオル製造を始める。

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載
請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX 年		摘要		税	借方
月	日			区分	(円)
11	30	△△商事(株)	11 月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事(株)	11 月分 食料品	8%	43,200
②		①	③		④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			① △△商事㈱
⑤ 機〇〇御中			平成XX年11月30日
11月分 131,200円（税込み）			
② 11/1	③ 魚 ※	金額	5,400円
11/1	牛肉 ※		10,800円
11/2	お好み焼き		2,200円
④ 合計			131,200円
	10%対象		88,000
	8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目			

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用ダイヤル】 0570-030-456

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「▷その他のバナー一覧」
をクリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから
特設サイトへ



□消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率は、**8.0%**です。基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です！

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
 例えば、個人事業者の場合、平成27年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成29年は消費税の課税事業者となります。
 (注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税事業者になります。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
 詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。
 ※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する 納税額の目安率		0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%		4.8%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置(※)により旧税率が適用されるものは考慮していません。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

(注2) 上記みなし仕入率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

※ 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができます。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

《届出なし》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
48万円以下	中間申告 義務なし



《届出あり》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

※ 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。

留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされます。

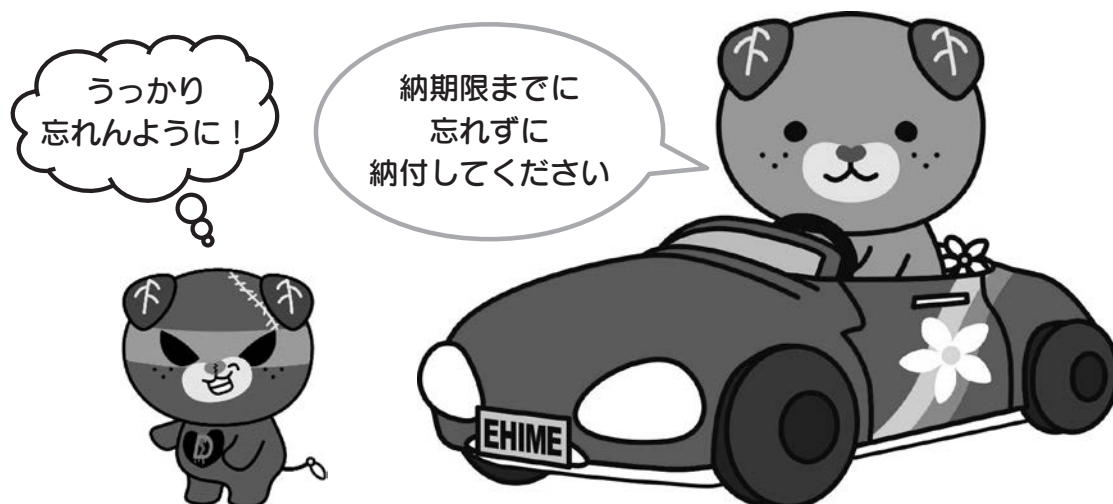
※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

改正消費税法に関する相談

税務署では、消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

2019年度の自動車税の納期限は、 2019年 5月31日（金）です。



【自動車税の納付は、口座振替が便利です!!】

自動車税は、口座振替で納税することができます。わざわざ金融機関などへ払い込みに行く必要がなく、うっかり納期限を忘れて延滞金を支払うこともなくなります。

希望される方は、『口座振替納付届』によりお申込みください。

(※引き落としは、**2020年度分**からになります。)

口座振替納付届の用紙は、金融機関、各地方局(支局)県税窓口、県庁税務課等に備えております。

※クレジット納付制度及びスマートフォン決裁アプリ納付の利用を希望される方で、口座振替の手続きをされている方は口座振替の取消が必要です。

自動車税のQ & A

Q 1 他人に譲った自動車の納税通知書が届いたのですが？

A 自動車税は、4月1日現在の所有者がその年度分を全額納めることとなります。3月31日までに名義変更されていないと翌年度も自動車税がかかりますので、運輸支局で移転登録をしてください。

Q 2 車検が切れている（解体した）自動車にも自動車税はかかるのですか？

A 運輸支局で抹消登録の手続きをしないと、いつまでも自動車税がかかります。抹消登録をすると、翌月以降の税金が月割りで還付されます。

Q 3 納期限を過ぎたらどうなるのですか？

A 納期限を過ぎますと、納める税額のほかに原則として延滞金がかかります。納付に応じていただけない場合は、地方税法に基づき差押等の厳正な滞納処分を行うこととなりますので、十分注意してください。

Q 4 転居をしたら納税通知書が届かなくなったのですが？

A 住民票を移しただけでは、納税通知書の住所は変わりません。納税通知書は、原則として車検証の住所地に送付されます。車検証住所を変更する場合は、運輸支局で住所変更(変更登録)の手続きをしてください。一時的に納税通知書送付先の変更を希望される場合は、県地方局に連絡してください。

Q 5 クレジットカードによる支払いは可能ですか？

A 昨年度よりクレジットカードによる自動車税の納付が可能になりました。インターネットを利用して、パソコンやスマートフォン等から納付できます。納付の際は、下記の点にご注意ください。

- ・領収書、納税証明書は発行されません
- ・手数料が1台につき324円(税込)がかかります
- ・口座振替をご利用中の方はご利用いただけません

※クレジットカード納付に関する県のHP

https://www.pref.ehime.jp/h10500/credit/credit_nofu.html

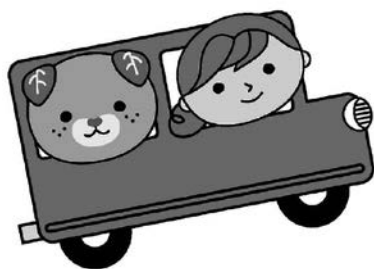
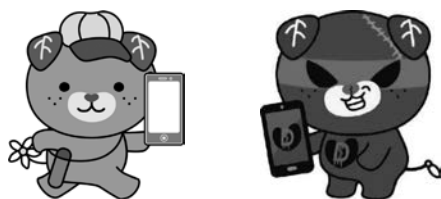
自動車税の納付がより便利に！ ～いつでも・どこでも・かんたんに～

スマートフォン決済アプリで自動車税の納付ができます！！

2019年度の定時課税分から、スマートフォン決済アプリ「Pay B」、「ヤフーアプリ」及び「LINE Pay」を利用して、スマートフォンやタブレット端末から納付できます。

詳しくは愛媛県ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.ehime.jp/h10500/smartphoneapp/smartphoneapp.html>



【ご確認ください】

1. スマートフォン決済アプリにより操作方法が異なるので、愛媛県ホームページより各アプリの利用方法をご参照ください
2. 手数料はかかりませんが、アプリインストールや利用時にかかる通信料は利用者のご負担となります

3. 領収書は発行されず、納税証明書の送付はありません

- 納付確認の電子化によって車検を受ける際の納税証明書の提示が省略できることから、車検等用納税証明書を送付いたしません。
なお、スマートフォン決済アプリ納付は手続完了から3週間程度納付確認できないため、この間に車検がある方は、コンビニ等から払込みをされて、納税通知書右端にある納税証明書をご準備ください。
- 納付実績はアプリの利用明細や銀行口座の入出金取引明細などで確認できます。

4. 手続完了後は、取り消しができません

5. 口座振替をご利用中の方は、ご利用いただけません

- 2020年度以降にスマートフォン決済アプリ納付への変更を希望される方は、口座振替の取り止めが必要です。口座振替を申し込んだ金融機関の窓口に備え付けの「口座振替取消届」に必要事項を記入のうえ、2019年6月1日から2020年3月15日までに提出してください。

【ご利用前に準備するもの】

1. スマートフォン又はタブレット端末
2. コンビニ収納用バーコードが印字された愛媛県の納税通知書等
3. スマートフォン決済アプリ
（「Pay B」、「ヤフーアプリ」、「LINE Pay」）

【自動車税に関すること】

東予地方局 課税課 ☎0897-56-1300

中予地方局 課税課 ☎089-909-8754

南予地方局 税務課 ☎0895-22-5211

【納付及び納税証明書に関すること】

東予地方局 税務管理課 ☎0897-56-1300

今治支局 税務室 ☎0898-23-2500

中予地方局 税務管理課 ☎089-909-8752

南予地方局 税務課 ☎0895-22-5211

八幡浜支局 税務室 ☎0894-22-4111

今治市の市税賦課徴収状況

今治市の市税の徴収状況は以下のようになっています。

(単位：千円)

年度 税目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	収入済額	収 納 率	収入済額	収 納 率	収入済額	収 納 率
個人市民税	6,505,183	94.28%	6,672,151	95.26%	6,982,131	96.24%
法人市民税	2,966,915	99.29%	2,901,960	99.38%	3,036,654	99.46%
固定資産税	10,795,843	96.05%	10,734,038	96.38%	10,826,104	96.76%
軽自動車税	425,362	93.38%	509,710	94.33%	529,213	94.59%
市たばこ税	1,129,613	100.00%	1,104,797	100.00%	1,046,726	100.00%
入 湯 税	8,307	100.00%	9,279	100.00%	9,391	100.00%
一般市税計	21,831,223	96.09%	21,931,935	96.55%	22,430,219	97.05%
現年課税分	21,611,048	98.96%	21,738,403	99.06%	22,248,238	99.15%
滞納繰越分	220,175	24.99%	193,532	25.13%	181,981	27.06%

(固定資産税には国有資産等所在地交付金を含む)

過去3年間は全体的に税収が伸びていますが、市たばこ税については減少傾向となっています。主な税の調定額の推移は以下のとおりです。なお、収納率は毎年向上しており、平成29年度の収納率は過去最高となりました。

個人市民税調定額

(単位：人・千円)

年度 区分	均等割のみを納めるもの		均等割と所得割を納めるもの		
	納税義務者数	均 等 割 額	納税義務者数	均 等 割 額	所 得 割 額
平成27年度	8,664	30,325	61,410	214,936	6,314,089
平成28年度	9,056	31,697	61,702	215,958	6,318,899
平成29年度	8,867	31,036	62,954	220,338	6,491,023
平成30年度	9,041	31,645	62,724	219,533	6,447,798

課税状況調（各年7月1日現在）による

法人市民税調定額

(単位：千円)

年 度	申告件数 (件)	法 人 税 割	均 等 割	計
平成27年度	6,260	2,468,711	501,688	2,970,399
平成28年度	6,263	2,389,947	512,844	2,902,791
平成29年度	6,185	2,515,434	523,162	3,038,596

固定資産税調定額



(単位：円)

年 度	土 地	家 屋	償 却 資 産	計
平成27年度	3,251,189,600	3,840,570,900	1,835,305,400	8,927,065,900
平成28年度	3,210,890,400	3,929,662,900	1,849,816,700	8,990,370,000
平成29年度	3,177,712,500	4,110,246,900	1,978,049,800	9,266,009,200
平成30年度	3,134,074,700	4,076,659,600	1,957,318,300	9,168,052,600

(上記には国有資産等所在地交付金は含まない。平成30年度分は10月末現在)

軽自動車税課税状況



(単位：台・千円)

年度 \ 区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	課税台数	調 定 額	課税台数	調 定 額	課税台数	調 定 額
原動機付自転車	19,571	40,530	18,851	39,112	18,168	37,758
軽 自 動 車	66,521	471,431	66,271	488,937	66,203	505,622
小 型 特 殊	782	3,644	795	3,693	812	3,737
二輪の小型自動車	1,557	9,342	1,602	9,612	1,634	9,804
合 計	88,431	524,948	87,519	541,353	86,817	556,922

(各年度4月1日現在)

市たばこ税調定額



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
売 渡 本 数 (本)	225,810,325	223,362,473	216,776,252	203,440,521
調 定 額 (千円)	1,142,557	1,129,613	1,104,797	1,046,726

入湯税調定額



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人 数 (人)	57,098	55,380	61,861	62,605
調 定 額 (千円)	8,565	8,307	9,279	9,391

より詳しい内容は今治市ホームページに「市税概要」を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。今治市役所市民税課のホームページの新着情報1月21日に掲載しています。

市税に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

市税のお支払いに関すること
 固定資産税の課税に関すること
 住民税・軽自動車税その他市税の課税に関すること

納税課 0898-36-1512
 資産税課 0898-36-1511
 市民税課 0898-36-1510



地域のイベントに積極的に 参加しましょう!!

第42回今治タオルフェア

5月11日(土)・12日(日)

場 所 テクスポート今治
問合先 今治タオル工業組合
TEL(0898)32-7000

バラ祭り よしうみ2019

5月18日(土)・19日(日)

場 所 よしうみバラ公園
問合先 今治市吉海支所 住民サービス課
TEL(0897)84-2111

バリシップ2019

5月23日(木)~25日(土)

場 所 テクスポート今治ほか
問合先 今治市商工振興課
TEL(0898)36-1540

大山祇神社例大祭・後宮祭

6月5日(水)・6日(木)

大山祇神社御田植祭(一人角力)

6月7日(金)

場 所 大山祇神社
問合先 大山祇神社
TEL(0897)82-0032

三島水軍鶴姫まつり

7月14日(日) (予定)

場 所 宮浦港・大山祇神社周辺
問合先 今治市大三島支所
TEL(0897)82-0500

水軍レース大会

7月28日(日)

場 所 宮窪町能島沖
(村上水軍博物館前)
問合先 水軍レース実行委員会
(宮窪町漁業協同組合内)
TEL(0897)86-2008

今治市民のまつり「おんまく」

8月3日(土)・4日(日)

場 所 今治港・広小路・銀座商店街・
本町商店街およびその周辺
問合先 今治市民のまつり振興会事務局
(今治商工会議所内)
TEL(0898)23-3939

今治ジャズタウン

8月25日(日) (予定)

場 所 テクスポート今治ほか市内各所
問合先 今治ジャズタウン実行委員会
(今治商工会議所内)
TEL(0898)23-3939